

〈論文〉

春闘における勤評反対運動の位置づけ

—運動方針と戦術を中心に—

寺澤 雪穂

はじめに

本研究は、1958年に各地で起きた教員の勤務評定実施をめぐる紛争（以下、勤評紛争）を対象とし、春闘における勤評反対運動の位置づけを検討する。日本教職員組合（以下、日教組）は、勤評実施に反対し、組合活動の中で最も高揚した運動を展開した。特に、日教組本部が特定の地域に対し、重点的にオルグ派遣や資金投入を実施する拠点化運動という戦術によって、その対象地域に指定された和歌山県、群馬県、高知県などでは、紛争激化の一途をたどった。その背景には、衆議院議員選挙（5月22日実施）を契機とした自由民主党（以下、自民党）の党勢拡大運動における日教組弱体化の目論見が存在した。したがって、勤評紛争は「自民党対日教組」という対立構図において捉えられる。

日教組の勤評反対運動に対する評価について、『日教組20年史』には「労働運動における国民的闘争への発展という点で多くの教訓を労働者階級に残し、この教訓はやがて警職法粉碎、安保改定阻止の歴史的なたたかいにされていくのである」¹と記述されている。同書では、勤評反対運動は、日教組が加盟する日本労働組合総評議会（以下、総評）や日教組の1単産として扱われた日本高等学校教職員組合（以下、高教組）などと協力して進められ（以下、共闘）、そこに課題も残しながらも、後の日米安全保障条約改正反対運動に代表される市民運動の素地となったと評価した。

当時、総評に加盟する49単産のうち、日教組は最大規模の団体であった。また、官公庁関係加盟組合29単産のうち、組合員数15万人以上の組合は、日教組（42.5万人）のほか、国鉄労働組合（以下、国労）（32万人）、全日本自治団体労働組合（以下、自治労）（22.9万人）、全通信労働組合（以下、全通）（20万人）、全国電気通信労働組合（以下、全電通）（16万人）であり、官公庁関係加盟組合の約8割を占め、総評全体の5割以上を占めていた²。

さらに、公務員は、国家公務員法・地方公務員法・公共企業体等労働関係法の規定により労働争議権と団体交渉権が剥奪されている。そのため、官公庁関係組合の労働運動における要求は常に対政府交渉を伴った。例えば、56年には、官公庁関係組合の連絡調整機関・日本官公庁労働組合協議会（以下、官公労）は労働基本権の回復と職場の民主化などを求めて「公務員制度改革に関する要望書」を労働省に提出した。総評内では、民間労組との団結の必要性が確認され、やがて春季賃上げ運動（以下、春闘）が運動の足場として築かれるようになると、二重組織として問題視された官公労は58年8月の総評第10回定期大会で解散された。

自民党は、56年参議院議員選挙で社会党が躍進したことを受け、「総評は社会党の単なるスポンサー以上の存在」³と組合出身者の国政進出を警戒した。そして、「公務員の職員組合が反政府的、極左的政治行動の中心をなしているが如きは世界にその類例を見ないところである」⁴と、官公庁関係組合が政

権（自民党）と対立して、社会党から立候補している現状を問題視した。

こうした日教組の労働運動における影響力が自民党から警戒される一方で、朝日新聞論説委員・江幡清は「ただ日教組の行動が、教育二法反対闘争によって、労働者の階級的連繫を強めた、労働者の中での日教組を意識したといっても、それは、いわば労働者の宣伝部隊というような規定にとどまっており、小市民的意識の強い現われをみることができる。三三年度の勤評反対闘争においても、これは他の総評系労組から痛烈に批判されていることである」⁵と日教組における「小市民的意識の強い現われ」や、労働者性の欠陥を指摘した。のちに日教組が分裂する時期のものであるが、尾崎ムゲン「人権の確立」という視点で勤評反対運動を評価した。尾崎は、第16回臨時大会（会期：1957年12月22日）に日教組本部が位置づけた教員の権利擁護としての闘いは退潮し、「勤評闘争が職場の労働の組織化をめぐる問題、つまり自らの人権たる労働権にかかわる問題としてではなく、国民教育と子どもの防衛という議論で進められ、またそうである限りで国民的大闘争を組織しえていたことに注意する必要がある」⁶と、むしろ、教員の職務の特殊性を採り入れた教育運動に変質したことを指摘した。

一方で、元日教組情報宣伝局編集部長・望月宗明は「労働者階級が綱領的意味あいをこめて、その底辺の部分にゆずりわたすことのできぬ一定の思想性を組織として堅持することはきわめて大切なことである。しかし、個別の闘争にあたっては妥協し、ある場合には後退しながらも、全体として戦力を弱めることなく前進の機会をまつことは当然予想しておかなければならないことである」⁷と、日教組の倫理綱領に記された「教師は労働者である」という自己規定の浸透が大衆運動⁸（或は大衆闘争）へ発展した要因だと述べた。ただし、勤評反対運動では、拠点化運動と、その高まりによって全国統一行動を実施し、示威行動の拡大を図るといった戦術が採用されたが、日教組本部と都道府県教職員組合（以下、都道府県教組）間の運動方針に対する温度差に配慮すべきだったと批判した。このように、勤評反対運動は労働運動における教員の性格をどのように位置づけたのかで評価が分かれている。だが、各地の勤評紛争の事例研究が少なく、日教組本部の動向に関する実証研究も管見の限り見当たらない。

都道府県教育委員会（以下、都道府県教委）で、勤評実施にあたっての目的・方法・評定日などが定められた規則（以下、勤評規則）が制定されるのは、概ね1958年4～5月に集中した。この時期から、勤評規則制定をめぐる、都道府県教委と都道府県教組が対立し、各地の紛争が本格化した。本稿では、各地の紛争が生じる以前の春闘合同戦術委員会において、日教組本部が勤評反対運動をどのように位置づけたのかを明らかにする。そして、その位置づけが「自民党対日教組」という対立構図に及ぼした影響を考察する。

1. 「斗争基金」設置の背景

1957年12月22日、日教組は第16回臨時大会で、自民党・文部省が全国的に勤務評定を強行する姿勢を示したことに抵抗し、非常事態宣言を発表した。本節では、非常事態宣言に伴う全国統一行動実施のために積立てられた「斗争基金」について、その内容と経緯から、日教組本部の労働運動に対する認識を明らかにする。

1955年11月15日に自民党が結成され、迎えた第24回国会（会期：1955年12月20日～56年6月3日）中の56年1月31日、参議院本会議にて、社会党・佐多忠隆から予算案に関連して、防衛

費の削減について質疑が出された。これに対し、首相・鳩山一郎が「私としては軍縮を、日本が陸軍を持たない、海軍を持たない、飛行機を持たないというその憲法には反対なのでありまして、日本自身は自衛軍を持つ方がいいと思うのであります」⁹と再軍備のための憲法改正を示唆し、2月11日には、「憲法調査会法」案が提出された。続いて、翌12日には「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下、地教行法）案が上程された。この法案は公選制教育委員会を任命制に切り換えて合理化を図ったものである。同法案による教育委員会委員の選出は、「地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命」（地教行法第4条2項）されることとなり、成立すれば、教育委員の選任が首長の政治的立ち位置や議会の多数派に影響を受けるようになることを意味した。また同月16日には、教科書検定制度の強化を主眼とする「教科書法」案が上程された。

同月20、21日、日教組は第13回臨時大会を開催し、1月に参議院を通過した教育基本法見直しを目的とした「臨時教育制度審議会設置法」案を合わせた教育3法案の廃案を目指して、春闘と同時に運動を展開することを決議した。また、日教組だけでなく、矢内原忠雄、南原繁、田中二郎など、戦後改革を牽引した学者らからも教育3法案に反対する声があがった。そして日教組は同時に憲法擁護も訴えていたため、教育3法案反対運動は憲法改正阻止運動とともに盛り上がった。56年7月に実施される参議院議員選挙に向けて、総評は憲法改正を阻止するための議席数獲得を目指して、各単産に対し、組員1人当たり100円のカンパを要請した。

さらに、日教組第14回定期大会（会期：5月10～14日）では、教育2法案（「臨時教育制度審議会設置法」案を除く）の阻止を目指して、5月18日に「中央国民大会」を開催するため、全国一斉早退を実施することを決議した。日教組は、このとき初めて授業放棄による争議行為を指令した。そして、同大会で、日教組中央執行委員会は「斗争基金」の設置を提案した。今村副委員長は設置理由を以下のように述べた。

（…）これが提案された理由は第一に敵の権力が極めて鋭く、激しくなってきたことである。

（…）これはファツシヨ体制を準備しようとしているからだ、この情勢の中で敵の攻撃とどう闘うかを検討すべきである。すでに憲法改正をはじめ教育基本法、教育諸法の改悪が日程にのぼってきているとき、日教組は統一行動をもつて闘うことを決意してきたが、この対決を間近にひかえている。このとき、われわれの体制をどのように強化すべきであろうか。

春闘の中で炭労〔日本炭鉱労働組合〕三池はロックアウトに対抗し、四三日ストライキを闘ったが、この原動力は何であろうか。職場会議、主婦会や家族ぐるみの闘いをすすめる献身的な活動もその力を強めたが、組員の中の生活を支えられないで強固な闘いは組めない。健康な生活の中からこそ健康な斗争が組めるとして、一・六億を借り、生活をたてなおし、斗争資金の積立が斗争エネルギーであるとして積立てていた。この中でこそ弾圧にも強く抵抗できたのである¹⁰。

自民党の文教政策に対する徹底した抵抗の必要から「斗争基金」の設置が提案され、その参考に炭労の事例が挙げられた。炭鉱経営者は、5ヶ年時限立法「石炭鉱業合理化臨時措置法」（1955年7月30日制定）に基づき、炭鉱整理と人員削減計画案を発表した。これに対し、全国三井炭鉱労働組合

連合会（三鉦連）が始めた労働条件到達運動では、労働条件の改善、保安の確保、福利厚生の上を軸とした1千に及ぶ要求項目が掲げられ、労働争議が行われた¹¹。その経験が炭労へ吸い上げられ、全国の炭鉦では、長期化計画案に反対する運動が前年より展開されてきた。そして、56年春闘では、炭労が3月17日から傘下労組に対し、ロックアウト（業務中止）を指令した。業績手当の受け取りを拒否したうえ、1度は中央労働委員会の斡旋も拒否したが、2度目の斡旋で終結した。こうして長期にわたる業務停止状態は解除され、4月2日に通常業務が再開された。その間の生活保障や、争議に対する経営者からの処罰に対処するための資金が上記の1.6億円であった。56年は、前年に比べて、年間労働損失日数が110万日増加して465万日に達した。日教組本部は、こうした他労組の運動と歩調を合わせたい意向があったのではないかと思われる。

次に、日教組中央執行委員会が提案した「斗争基金」の設置における組合規約改正案の追加個条、第46条は以下の通りである。

第46条 大会において非常事態と認定し、これにともなうこの組合の全国統一行動を展開するにあたり、一般会計に不足を生ずる場合、および全国統一行動により損害をこうむった組合員ならびにその家族に対する救援の場合は別に定める斗争基金規定によつて支出し扶助することができる¹²。

「斗争基金」は5年間で5億円を積立てる予定だった。この計画通りに年額1億円を徴収するには、組合員1人当たり年間200円以上支払う必要があった（468,824名×213円≒100,000,000）。だが、設定額の根拠については、討議資料からは判明しない。そして、「斗争基金」の徴収額には、「組合員一人年額四百円として、内二百円は各県教組において積立てる」と記され、目標額より徴収額が上回っていた。都道府県教組、支部、学校等での徴収方法及び徴収額は不明だが、「斗争基金」は第46条に記載の通り、全国統一行動実施後の救済措置のための資金であったことが分かる。さらに、一般会計の支出項目「斗争費」の内訳に「地域共闘費」が加えられ、各地区へオルグ派遣するための費用項目が打ち立てられた。8月に開催された第40回中央委員会案では「地区共闘組織強化発展のため、積極的にその運営に参加すると共に未組織地区の組織確立を、県評（地評）と協力して推進する」¹³として、末端組織の強化を図ろうとした。日教組本部は、東京都教組、岩手県教組などの先進的な取り組みを全国に広げるため、オルグ派遣によって組織強化と拡大を目指し、全国統一行動への体制を整えることを意図したと読み取れる。

「斗争基金」設置の提案に対し、香川県教職員組合（以下、都道府県名のみ表記）より「新潟大会で決定した労斗資金はまだ集金の終っていない県が十七県もある。十分に組合員の討議を行っていないことについて反省しているか」¹⁴と資金調達が難航しているにもかかわらず、新たに設置するのは時期尚早だという点が懸念された。この大会の小委員会では、都道府県教組の未払い理由を整理していたことから、都道府県教組間の納入金額の差異が生じていた。また群馬より、「県大会では代議員からなぜ早く知らさなかつたかと批判がでた。重要な資金積立てをこれで理解させることができるのか」¹⁵と末端組合員の理解が得られないのではないかという指摘が出た。これらの議論を踏まえて、東京は、「日教組が十年にしてこの提案がなされたことを評価すべきだ。ただ、東京の経験からいっても、資金の積立てには細

心の準備と納得が必要である」¹⁶と述べ、「本大会では決定せず、次期大会で決定する」¹⁷という修正案を提出し、可決された。

翌年の第15回定期大会(会期:57年6月5～8日)は、日教組結成10周年となる記念大会でもあった。この大会では、国民教育研究所の設置が決議され、組合員は運営費として月額1円を支払うこととなった。そして、延期された「斗争基金」について、中央執行委員会は、本部と都道府県教組に対し、1人400円積立てる案を200円に減額し、本部にのみ納入する修正案を提出した。しかし、設置された小委員会で検討した結果、「百円宛を日教組本部、県教組に積立てる」¹⁸に修正され、資金は本部と都道府県教組に同額が配分され、組合員の負担が半減される形で決議された。また、中央執行委員会から「斗争基金」の徴収額で譲歩する代替として、56年当時20円70銭であった組合費に、5円25銭を上乗せる案が提出された。しかし、大会中、支出額を見直した結果、2円30銭の値上げにとどまった。中央執行委員会は組合員に対する負担額の増大を求めている。

大会では、「斗争基金」設置に関連して、非常事態宣言に伴う全国統一行動の是非について、いくつかの反対意見が確認できる。例えば、『『統一行動を行うことによって父母の支持を失うのではないか』という声があったが、このことの十分な分析もしないで、やれば奇蹟が起るといって強引にさしているのか」¹⁹(鹿児島)や、「統一行動が現状のままで討議が加えられないとすれば、組織を分裂させるおそれがある。われわれの運動は、組合員一人ひとりの自発性の上に築かれたものでなければならず、日教組の現在の組織の実態は国鉄労組と同一条件にはないのだ」²⁰(福島)などといった意見が挙げられた。しかし、東京より、「新教委法斗争のさい東京都では教職員を国会に一万名動員し、文字どおり必死に闘った。結果的に法案の通過は許したが、われわれは決して破れたとは思わないで万才〔ママ〕を叫んだ。組織に結集する組合員の闘う姿に接したのである」²¹と運動経験が紹介され、地教行法案が可決された事ではなく、動員規模の大きさや政府に対する直接的働きかけといった経験自体に目が向けられ、統一行動実施が組合の団結力を示すものとして、それ自体を目的とするような発言がなされた。また、大阪も東京と同じ論理で中央執行委員会の意向を支持した。

以上より、「斗争基金」設置までの経緯と内容から、日教組本部の労働運動に対する認識を明らかにした。日教組中央執行委員会が「斗争基金」設置を提案した目的は、自民党勢力に対する抵抗力を強めるためであった。そして、授業放棄を含めた全国統一行動をすることによって教育2法案の阻止を目指し、他労組の労働争議を参考に、その実施後の救済措置のための資金を積立てることを提案した。しかし、この案は一旦延期されたものの、翌年の定期大会で、日教組本部は財政確立のために組合費の値上げと「斗争基金」の徴収額を半減した修正案を提出し、決議を急いだ。その理由は、救済措置の準備よりも、運動資金の獲得に重点が置かれたからだといえる。

2. 「闘争力」論における組合論

日教組中央執行委員会の授業放棄による全国統一行動への指向が強まる一方で、同時期には、教育関係者や組合員による「闘争力」論が展開された。本節では、教員向けの雑誌『教師の友』を取り上げ、労働運動における日教組の立ち位置と役割について、どのように論じられたのかを明らかにする。

第14回定期大会を傍聴した国分一太郎²²は、『教師の友』に「日教組の闘争力」ということと題

した論文を3回にわたって投稿した。そこに表れた問題提起は次のようなものだった。

結局、労働組合員としての教師の自覚と、子弟の教育にたずさわるものとしての教師の誠実な任務遂行と、この二つの結合された力こそが、日教組の闘争力のみなもととなるのだ、中執のいう労働者階級のなかの宣伝部隊としての役割、国民大衆に対する宣伝力といったものは、右の結果として出てくるものである。しかし、これを自覚しなければ日教組としての闘争力、持ち味といったものが出てこないというのではない。むしろ「よき労働組合員としての自覚」と「子弟・父母に奉仕する誠実な・信頼される・よき教師として任務遂行」という、この二つからこそ、われわれの闘争力は出てくるのだ——このような結論が出されたのであった。(中略)

ただ、この規定でもわかることは、日教組中執が日教組という教師の集団を「労働者階級の中にいるもの」としている厳然たる事実である。つまり日教組中執は、日教組の構成メンバーを「労働者階級」としてとりあつかっているのである。そして、これは「一九五五年度反省書」にかぎったことではない。日教組結成以来この通りであったのだ。それは日教組がつくった「教師の倫理綱領」にもハッキリとあらわれている（「教師は労働者」の個条）。そしてすべての闘争方針にも、この考え方がつらぬいていたのだといえることができる。

これで、はたして正しいのだろうか。わたしには、どうも、これは正しくないように思われる。これが正しくないからこそ、日教組の「闘争力」は完全に発揮できないもののように考えられる。日教組を、「労働者階級の中にいるもの」と考えない立場に立ったときこそ、中執のいう「日教組の持ち味」を生かした独自の闘争ができるのではないかと、しきりに考えさせられる。独自の闘争ができるばかりではない。総評をはじめとする労働者階級、一般勤労者層、インテリゲンチヤとの広汎な統一的闘争に、大きな貢献ができるのではないだろうかと考えられる²³。

「闘争力」という言葉は、日教組中央執行委員会が発表した「一九五五年度闘いの反省」中で使用された。そこでは、「最も大きな問題は、日本の労働運動において日教組が如何なる位置をしめるか、つまり日教組の組合員であるわれわれ教師の任務は何かということである。このことは必然的に、日教組の闘争力とは何かということと結びつく」²⁴と書かれていた。国分は、同資料から「子弟の教育に関心を持つおびたしい国民層に対する宣伝力を発揮する可能性をもつ」²⁵（傍点、国分）という箇所を引用し、「労働者階級のなかの宣伝部隊であるとの自覚」²⁶と言い直した。また、同資料より「無論、このことは、組合員個々が、先生という特権意識にまつわる、内在する古い教師観から抜け切らないため、労働者としての教師の責任の自覚が不足し、全組合もれなく行動を起し得なかったことにも根源するであろう」（傍点、国分）という箇所を抜き出し、「労働者としての教師の自覚」と言い換えた。そして、日教組中央執行委員会はこの2点において日教組を位置づけ、「闘争力」論を提示したとまとめた。つまり、日教組本部のいう労働運動における日教組は、労働者階級の宣伝部隊として位置づけられ、これまでの教師の小市民的意識や、インテリゲンチヤとしての位置づけ、さらには戦前の聖職者意識から脱し、労働者としての自覚をもつよう説いているというのが、国分の認識だった。

次に、国分は、日教組中央執行委員会のいう「闘争力」論の根源にある日教組の倫理綱領の第8項

に掲げられた「教師は労働者である」という規定に疑問を呈した。そして、「たといそれが『小さなインテリゲンチヤ』であるにしても、今日大学を卒業しなければ教師の職につけないという状況では、やはりインテリゲンチヤであるとしなければならないだろう」²⁷と規定し直し、その特殊性に準じた運動方針を打ち立てるべきだと述べた。国分は、運動を実施することが目的となっていること、すなわち「教師は労働者である」という規定を行動規範とし、他労組の真似事をする中央執行委員会に対し否定的であった。こうした背景には、「よき教師」と「よき組合員」について、次のような懸念があるからだった。

たしかに代議員たちは、心の底のどこかにある考えや感情のあらわれとして、この「信頼される教師」というコトバをはくのである。そのコトバの出てくる根拠である教師の善意を、わたしは、けっして疑おうとは思わない。(…)

それは、たしかに、さきにぬきだした中執のいう「組合員個々が、先生という特権意識にまつわる、内在する古い教師観から抜け切らないため、労働者としての教師の責任の自覚が不足し…」という考え方を、この大会に代議員として参加した活発な組合活動家たちも持っているからにほかならないだろう。つまり、「よき教師」となって、子どもを守るため、よく成長させるため、また真実な教育を守り進めるために働いてもらおう、いやお互いにはたらこう。このことこそが、労働組合という組織である日教組が主張し、実行することに、多くの父母大衆、したがって国民大衆の大きな支持を与えてもらえる土台である。(…)しかし、その一方では、その「信頼される教師」が、むかしの「聖職者」「特権意識」「古い教師観の持主」に、ふたたび転落したらどうなるだろう。いや、まだ新しい教師観、労働者意識に目ざめない仲間たちが、「やっぱり目ざめないままでよかったのだ」と考えることになったら、どうしよう——²⁸

国分は、「非民主主義や軍国主義の方向にもっていこうと無茶な力をふるうもの、わが祖国のために努力しないばかりかアメリカ合衆国首脳者のもとに隷属させるために無茶な力を用いるもの、国民大衆の生活の安定のために努力しないもの」²⁹に対する「闘争力」の発揮について、共感を示す一方で、現在の情勢における「よき教師」「よき組合員」のあり方を論じることの危うさを指摘している。なぜなら、保護者、広くいえば社会の価値に流されるような基準で「よき教師」を論じると、世の中に求められる教師像に迎合し、第二次世界大戦へ加担したという過去を再び繰り返す可能性があるからだ。そして、「わたしたちは正しい物の見方・考え方・感じ方とともに、確固とした文化上の知識を子どもものものにしなければならない」³⁰と真理を追究し、その真理を子どもたちに伝えることの尊さを根底にもつ「よき教師」「よき組合員」の議論へと導こうとした。

だが、「今日の教師をとりまく周囲の事情は、このような教師の努力を妨げる経済的な、また社会的な、政治的な障害があまりにも多く存在している」³¹という論調で国分を批判したのが、大阪府教職員組合員・東谷敏雄であった。東谷は、まず、「最も基本的なものは、組合員の直接的な生活と権利に関する諸要求で、すべての組合員を統一し、団結させる」³²労働運動の原則を提示した。そして、「教師たちと他の労働者階級との統一は、教師の特殊性のみを強調するのではなく、教育労働組合の組合員である教育労働者としての『自覚と誇り』をもって、他の労働者階級とひとつひとつ具体的に共同闘争をすすめてい

くよう、日教組が不断の努力をするとともに、組合員を指導することが、もっとも大切である」³³と、その労働運動として取り上げる内容については触れていないが、大阪での労働運動経験を通じ、その経験が「教師は労働者である」という自覚を培うものであると主張した。

翌年、第15回定期大会を終えて、新たに「闘争力」論に関する記事が『教師の友』に掲載された。まず、小川太郎の「教師の指導性の根拠」を検討する。小川は歴史的観点で階級社会の歪みを現代日本社会の中に見出し、被差別部落問題の解決や差別的な社会構造の解消を唱えた教育研究者であった。この論文は、教師の立場をめぐる国分と東谷の論争を止揚することを意図したものである。まず、「労働者」という言葉に付きまとう印象は、肉体労働者といった、社会の底辺で搾取される側としての低い地位という認識が広まっているといったものだった。すなわち、労働者階級が抑圧された存在であることを証左しているという見方をもって、「教師は労働者である」と自己規定することの意義を説いた。そして、その意義を3つ提示した。1つ目は、「一切の圧迫され搾取されている人々を解放する立場に立って教育する」³⁴という自覚に立つことができるということ。2つ目は、教師の特殊性と結びつけ、「小市民の利己主義と妥協し、小市民的な思考と行動を自己に許し、けっきょく、小市民の子どもを小市民に、労働者の子どもを小市民的に教育すること」³⁵を戒め、教員が身につけた知性を労働者に還元することができるということであった。そして3つ目は、教育という場があらゆる階級の人々が集う場所であることを意識して、「労働者はもちろん農民・小市民・インテリゲンチヤの信頼をも得、その信頼を結びの糸として、労働者・農民・小市民・インテリゲンチヤをたがいに結びつけることもできるだろう。教育労働者は教育を通して、労働者の周囲に国民を結合することができるのである」³⁶（傍点、小川）と、国民を組織する役割があると述べた。小川は、教育を通して労働者階級に寄与する姿勢が結果的には国民全体へ奉仕することになると説いた。ただし、国分は日教組中央執行委員会を批判対象に挙げたが、小川は「教師は労働者である」という自己規定を支持しており、「闘争力」論においては、授業放棄などの争議行為に関する議論は深まらなかった。

こうした点を指摘したのが、同大会開催地であった和歌山の教職員組合であった。中央執行委員会が提出した「闘争力」案に対し、大阪が修正案を提出して可決された。大阪の修正案は原案の文章を入れ替えた程度の内容であった。原案は以下の通りである。

一九五七年度の運動の重点を、父母大衆や国民の願いにこたえて、教育の充実と教育水準の向上、教職員の賃金獲得と権利確保におく。このためすべての学校職場でよりよく教育活動を営むことができる定員の確保、学級規模の改善、校舎施設・設備の拡充整備を含む教育予算の大巾増額を、父母大衆と提携しつつ、市町村、県、政府に要求する運動を展開する。

このことと共に教育を高め、その自主性をささえるにいたる教職員の賃金並びにその身分の保障と権利の確保をめざしてたたかう。…³⁷

大阪の修正案可決の後、和教組は「闘いの反省」の冒頭に挿入するとして、修正案を提出した。残念ながら全文を入手できていないが、「職場の討議が深められないのは、学校を忘れた中執によって原案がつかられているからである。父母は『敵は』という言葉をつかえるほど意識の高い先生をのぞむであろうか」³⁸との発言が確認できる。『教師の友』には、「闘争力」に関する原案と修正案の経過が「日本の

教育 日教組運動方針の討議をめぐって」にまとまっており、以下のような修正案の挿入文（一部）が掲載された。

一、教師のしごとを明らかにしよう。

この際、このことを明らかにすることにより『教師のそしきとしての組合のあり方』の方向も決定されることと思います。『毎日八時間以上働いているけれども、それが物をうごかしたり、生産したりすることではなく、魂のある人間を育てるということ』〔左括弧は筆者の補記〕、このことをはっきりしておくならば、我々のしごとの成果というものは、今日とか明日とか言うことではなく、少なくとも九年間という長い期間においてのみ、あらわれるものであり、教え知識づけた一十一は二ということ、平凡なことの積み上げが世の中をうごかす大きな力となるということ、しっかり認識しなければならない。そして、このことが子どもたちやその父母たちにふと思い出してもらえる郷愁の中に言い知れぬ暖いものを感じさせるものがあることを思えば、『今日一日』というあせり、『こんなことはいいだろう』と言うあつかいはなくなり、もっとまじめで、又希望と楽しみをもつことの出来る仕事ではないか、と言うことをあきらかにしたい。

二、父母と教師とどこでつながるか……。

『子どものことで』ということにおいてのみ、労働者である父母、農民である父母、商人である父母とのつながりができるのであって、このことをぬきにして、父母との統一とか、ていけいということはある得ない……³⁹

しかし、この修正案は否決された。後日、和教組の大会後記として「よき教師よき組合員一日教組の運動方針をめぐって一」と題し、同誌に掲載された。

記事は、京都府教職員組合書記・寺島洋之助の批判に、和教組西牟婁支部書記長・北条力が応える形式であった。まず、寺島は①批判と修正案は異なること、②「子どもを忘れた中執」といった中央執行委員や県の執行委員に対する批判は忠告として必要だが、運動方針案を押し付けているわけではないということ、③日常の教育実践に真面目に取り組む「やさしい先生」であっても、給与の一部が軍事費に利用されることに無関心な教員は言動不一致で信頼されないと修正案の欠如を指摘した。③については、教育実践と賃上げ運動との違いを説明し、「予算闘争や賃金闘争のように『敵』が権力の末端という具体的な姿であらわれてくるのではなく、目に見えぬ形でとりまいている『敵』を見つけ出してたたかわねばならない」⁴⁰と、幹部としての役割が別にあることを説明した。そして最後に、「どちらの案も、運動をすすめていく基本的態度としてたいせつな問題をふくんでいるのであり、両者の矛盾を統一するような討議がすすめられなければならないが、かぎられた時間と組織の力では、一〇〇パーセントを期待することは難しい」⁴¹と切迫した状況を勘案して妥協すべきだと意見した。

これに対して、和教組が作成した「<資料>日教組大会の反省」という反省文と共に、北条が応答した。北条は修正案を提出した当人であった。北条は後に県会議員となり、特に被差別部落地区の解放運動に尽力した人物である。

和教組の資料では、「要求を中心とした統一行動を発展させていくとともに組合員の考え方を変えていく教育情宣の活動を重視しなくてはならない」⁴²と全面的に中央執行委員会の意見を受け入れる内容であつ

た。大会後、県内の反省会でも、修正案が団結力に水を差したという批判が挙げたことを明らかにした。また、修正案は批判を述べる場ではないという寺島の指摘に対し、修正案の提出は「日教組大会で論議をまきおこすようにする」⁴³ ことと、「大会代議員なり、傍聴者なりがこの論議をもち帰って職場の話題の一つにする」⁴⁴ ことを目的としていたと弁明した。だが、北条自身は「今の日教組にほしいのは、職場の実践をどのようにしてくみあげるか、そして、その実践を評価し、日教組の力にして行くか」⁴⁵ という問題意識を反省会の中で再確認し、「和教組修正案の出してきた過程なり、方向には誤りのないことを信じます」⁴⁶ と主張した。その根拠として、北条は、修正案作成にあたって、末端組合員に対するアンケート結果を盛り込んだという。そのアンケート結果は以下の通りであった。

- 日教組と職場とのつながりがうすい。
- 日教組の役員が政治家になるルートがおかしい。職場に帰って子どもを教える気持があるのか。
- 日教組を支えている小さな力を信じてがんばってほしい。
- 父母との統一のできない統一行動をするな。
- 運動方針はむつかしくって、よむのに苦労する。我々の日常生活と関係のあることを書いてほしい⁴⁷。

上記からは、日教組本部が指向する授業放棄を含む全国統一行動に対する批判や、日教組本部と都道府県教組における選挙活動は、末端組合員にとって、日常的な活動から遊離した活動と捉えられていたことがわかる。また、修正案の提出は、支部単位、職場単位の話合いの材料提供を目的としており、末端組合員の声が吸い上げられていないことに対する不満の表れであった。

本節では、「闘争力」論を中心に組合活動の方向性に関する議論を追った。56年、教育2法案阻止における全国統一行動の実施が決議される一方で、国分は教員の特殊性に着目し、「教師は労働者である」という自己規定に基づく労働運動の推進に異議を唱えた。小川は、日教組の自己規定は支持するものの、労働運動との関わりについては言及を避けた。また、和教組西牟婁支部からは、教員にとっての諸要求の根源は教育活動であり、労働運動における「教師は労働者である」という自己規定が、教育実践において教員の職務の特殊性としての国民全体への奉仕性に対立するものであると示唆している。そして、修正案の提出によって、末端組合員の日教組活動に対する意見が表出された。このように、日教組中央執行委員会の提案した「闘争力」論を発端にして『教師の友』誌上では、労働者性と教員の特殊性の関係が争点であった。そして議論の方向性には一貫したものはみられず、各々の多様な「闘争力」論が展開されたことがわかる。

3. 春闘における運動方針の検討

1958年の春闘は、第1回合同戦術委員会（1月20日）に始まり、炭労の賃金交渉で中央労働委員会会長・中山伊知郎の職権幹旋案での妥結（6月13日）をもって終わった。本節では、1958年1月20日に開催された第1回合同戦術委員会の議事要綱録を参照しながら、春闘の運動方針を確認し、勤評反対運動がどのように位置づけられたのかについて明らかにする。

朝鮮戦争後、経営者らは機械導入や合理的生産を推進するため、第2組合の結成を促し、経営者にとつ

て都合のよい労働条件を提示できるように工作した。50年代前半から半ばにかけて、総評は賃上げ運動による要求が通らず、方針の転換が求められていた。1955年、合成化学産業労働組合連合（以下、合化労連）出身の太田薫副議長は、自身の組合を含めた賃金交渉における条件の良い5単産で春季賃金向上運動を始め、翌年には8単産へ拡大した。この運動に参加する単産が次第に増加し、春闘は総評の運動として定着した。その背景には、太田の思惑通り、岩井章（国鉄）の事務局長当選によって前事務局長・高野実を失脚させたものの、「太田—岩井路線」は定着しているとはいえ、これを打開するためにも、春闘が総評傘下組合員に受け入れられる必要があったという⁴⁸。

第1回合同戦術委員会では、38単産が出席し、戦術に関する議事が中心に議論された。委員会配布資料を確認することはできていないが、戦術に関する原案作成者は、総評常任幹部組織部の蛭谷武弘（炭労）であった。57年7月から58年6月まではなべ底不況と呼ばれ、神武景気によって個人消費は堅持されているが、資本家の投資が減少した時期であったため、春闘も「ゼロ回答」が予想されていた。委員会の議論は以下のとおりである。

太田 一炭労を柱として全体の斗いをすゝめるが、とくに炭労を包むために拠点斗争を戦術の基調としているので、全体の斗争と拠点斗争との関連を重点的に斗〔討〕論してほしい。

日教組 一解散に迫らむ運動が、この方針では弱い。春斗のなかで、例えば予算案に対する強力な斗いを展開し、国会を解散に迫らむ方向をもっと具体的に打出すべきではないか。

蛭谷 一現状は解散回避の腹構えであるが、その点は若干補足してもよい。

太田 一賃金斗争を強力にすゝめることが、予算案との対決になると考える。

（中略）

炭労 一統一斗争と拠点斗争との関連について……。炭労はまだ団交をやっていないのに、経営者は、全然、賃上げの余地はないといっている。その理由はいくつかあるが、もっとも重大と思われるのは、炭労が総評の中核となって闘うことに経営者は非常に神経質になっていることだ。従って炭労の斗いは、かなり長期化するものと思われる。しかしそれだからといって、拠点斗争が炭労を包むだけの意味であるなら誤りだ。問題は、炭労を包む拠点斗争が、全体の統一斗争とどのように関連して闘われるかの、つまり春斗相場は、あくまで全体の統一斗争でもりあげるといふ考え方が大切ではないか。

全通 一実際に拠点斗争を組む場合、その地区にある単産を中心にやるのか、それとも、全単産が参加するのか。

太田 一賃金斗争はこちらからの攻撃になるが、勤評の場合は相手から攻撃をしかけられる。私鉄は二十三日調停にかけられる。しかし昨年年みの調停は出ないと思うので、長期の斗いになると思う。（中略）だから“よろめく”組合は休み休みでも炭労についてくるといふ長期斗争の体制が必要である。また全体の統一斗争は既定方針通りすゝめていくが、相手の出方によって、拠点斗争の戦術をとるのだというように理解してもらいたい。

炭労 一斗いのスタートを切るのは炭労であっても、全体が闘うということなので「炭労、私鉄を軸とする」という文字は削除してほしい。全体の斗いを拠点斗争とが、どう関連してすゝめ

られるかについては、十二単産のストライキ委員会が指導すると思うが、一単産の額上げのための拠点斗争なら無意味ではないか。

全通 — “ゼロ”の場合、相手に鋭い対決を迫るための戦術として理解する。しかし、その場合も、全体が対決するという強い構えを示さねば、拠点斗争も無意味になる。そうでないと、従来の地域斗争に埋没してしまうのではないか。

日教組 — 戦術の基調は三つあるようだが、予算案の矛盾を追求し国会解散を迫るということをも一つ追加してほしい。

(中略)

私鉄 — (…) 私鉄がストライキを行う場合、いつも問題になるのは与論なので、とくに拠点地区については、妥結の時期を決めておきたい。

(中略)

機労⁴⁹ — 今年の春闘の柱を明確にし、基本的理念の統一をはかっておく必要があるのではないか。賃上げだけになるとやらないところもあるし、統一斗争に問題がでてくる。(中略) 公労法廃止についても、もっとアピールすることが大切ではないか。

岩井 — 権利斗争については、ILO 条約を実施させることを当面の目標に斗っていきたい。しかし、権利問題と経済問題を分けては斗えないことを昨年の秋闘で経験した。権利斗争を加えることには賛成である。

(中略)

太田 — 勤評斗争のあとに権利ヨーゴの斗いをいれたい—異議なし—

官公労 — 官公労の場合も、権利斗争はむずかしいが、予算斗争をふくめて国会斗争のなかに入れているので、個々に併列するのではなく、国会斗争のなかに入れてほしい。

全司法⁵⁰ — 権利斗争と経済斗争を分けて書くと誤解され易いので、賃上げも権利斗争だという理解で文章表現してほしい。

(中略)

日教組 — 勤評問題は、山形、岩手、富山、石川、福井、茨城、愛知、滋賀、和歌山、鳥取、島根、山口、香川、佐賀がかなり強い攻撃をしかけられる。だから、勤評斗争について重点的に斗われるのなら、四つの拠点だけでなくもっと巾を広げるようにしてほしい。

(中略)

岩井 — 各単産から出られるオルグは、それぞれの単産の末端職場の要求をまず組織することが先決だ。費用は弾圧対策費のうち地評対策費のなかからまかなっていききたい。勤務評定反対斗争も愛媛に出した程度の費用を出すことになると思う。だから、納入していない単産はぜひカンパを納入してもらいたい。

(中略)

議長 — 大体意見も出つくしたと思われるので、次の四点を追加することで会議を打ち切りたい。

(一) 予算斗争を強化することによって、国会斗争を盛り上げ、国会を解散に追込むことを明らかにする。

- (二) 全体の統一斗争をすすめるなかで、相手側が“ゼロ”をあくまで固執する場合、拠点斗争で対決することを明らかにする。
- (三) 権利斗争を一項目追加する。
- (四) 定員要求の斗いは、予算斗争のなかへ加えていく⁵¹。

まず、日教組の発言に注目すると、①岸内閣の総辞職に向けた運動を盛り込むこと、②拠点化ブロック運動は勤評反対運動には不十分であることを主張していた。57年12月10日、第31回国会(常会)が開会し、150日後の4月に岸首相による衆議院解散が見込まれたため、衆議院議員選挙に向けた選挙運動を春闘に組み入れようとした。したがって、日教組の発言は、勤評反対運動より、国会の解散を重視して、そこに勤評反対運動を紐づけすることを意図しているように読み取れる。

日教組の意向に対し、岩井は、労組間の統一行動を実現可能な体制にするという建前のもと、勤評反対運動を労働基本権問題として取扱った。太田は、権利擁護に勤評反対運動を紐づけすることで日教組側の主張を退け、さらに、「賃金斗争はこちらからの攻撃になるが、勤評の場合は相手から攻撃をしかけられる」と明瞭に予算審議に関する国会陳情運動と切り離し、春闘における勤評反対運動は、単体の運動として位置づけられた。

次に、春闘の戦術に関する発言に注目すると、炭労から「問題は、炭労を包む拠点斗争が、全体の統一斗争とどのように関連して斗われるか」と重要な問題が提起された。しかし、2つの戦術の関係性について、組合員の動員体制の整備と費用拡大に向けたカンパ要請以上の議論はみられなかった。また、日教組が「戦術の基調は3つある」として、拠点化運動(拠点斗争)・拠点化ブロック運動(拠点化ブロック斗争)・全国統一行動(全国統一斗争)に区分しているが、主たる戦術に挙げられた拠点化ブロック運動は、地域の範囲でいえば、拠点化運動と全国統一行動の中間に位置し、全国をブロック単位で区切る運動(例えば、私鉄では路線による区画において列車の運行を中止することであり、炭労では炭鉱作業が行われる山を単位として掘削作業を中止することである)を実施することを指していた。全通は「従来の地域斗争に埋没してしまうのではないかと懸念しているが、これは、高野派が展開した「ぐるみ闘争」(職場・家族・地域など小規模の運動集団で展開する運動)の弱点として、しばしば争議相手の集中攻撃によって組合の弱体化を生み出した経験から、拠点化運動を避ける傾向にあったことと関連している。

1月18日、日教組は「勤務評定反対斗争状況調査(全国法制部長会議席上で調査)」という報告書を作成した。その内容は都道府県教組単位に対し、「一、県教委の動きについて、二、地教委の動きについて、三、校長(会)の動きについて、四、政党の動きについて、五、PTAの動きについて、六、他団体との共闘体制について、七、県教組の斗争態勢及び斗争経過について」⁵²という項目の調査依頼をした結果についてであった。日教組本部は、この報告書を踏まえて同委員会に出席した可能性が高い。

同委員会にて、日教組は「山形、岩手、富山、石川、福井、茨城、愛知、滋賀、和歌山、鳥取、島根、山口、香川、佐賀がかなり強い攻撃をしかけられる」と述べた。そして、これらの地方で自民党県連・都道府県教育委員会(以下、県教委)の勤評実施に対する推進運動が強行されると発言した。当該地域の「勤務評定反対斗争状況調査(全国法制部長会議席上で調査)」を参照すると、富山県、愛知県では、勤務評定制度が実質的に敢行されているため、緊急性の高い地域として候補に挙げられた。また、北陸

地域では都道府県教育長協議会の地方ブロック全体で勤評実施の意向が早くから示され、勤評反対運動も低調だったため、オルグ派遣などで指導体制を整える必要があった。その他の地域では、自民党県連が文教委員会⁵³を設置したこと、県教委の強硬姿勢などが報告されているが、他県にも同様の状況がみられ、これらが決定的要因になっているとはいえない。

1957年10月25日の第44回中央委員会で作成された「勤務評定阻止のための当面の闘争計画と第二波全国統一行動」では、「10月14、5日の全国教育長会議第三部会には、地方課長などを派遣し、積極的な指導、働きかけを行っている。第三部会は自主的に勤評案を作製するとの意向をしめしたが、この動きは、将来、文部省通達と結びつき、全国一斉実施を促進する危険性をしめしている」⁵⁴と情勢を認識し、「ブロック共闘体制を早急に整備確立する」という項目において、「ブロックごと『教育長会議〔ママ〕案作成委員』に対しては、当該県を中心として、ブロック集団交渉を行う」⁵⁵ことが戦術として挙げられた。また、「県段階の闘争における基本方針」においても「ブロック内特定県に強行される場合は、ブロック共同行動をもって闘う。このため指令権を日教組中央執行委員長に委任する」⁵⁶共闘ブロック体制の構築によって勤評実施を阻止することを指導した。

このように、日教組は、初め、文部省が都道府県教育長協議会との連繫でブロック毎に都道府県教委が勤評実施を強行することを想定し、都道府県教育長協議会のブロックに応じた地域毎の勤評規則制定の阻止という戦略を採っていた。しかし、衆議院議員選挙を控え、自民党県連による勤評実施推進運動の圧力が強まると予想したため、日教組本部は戦術の転換を図った。

総評第7回幹事会（1月22日）に提出された議案を参照すると、「戦術の基調—炭労を主軸とした産業別統一斗争と拠点ブロック共闘体制—」という項目に5つの要点が記されている。要約すると、①「戦術の基調は炭労を主力とした春闘を闘う全単産の産業別統一斗争を最高度に闘い、その全体的な力量をもって拠点地域の共闘をつつみ、拠点地域の高められた斗争力を全国に拡大して全国統一斗争を前進させる」⁵⁷こと、②民間労組も官公庁関係組合も、ゼロ回答の場合は長期戦をもって運動を展開すること、③政府は3月に勤評紛争を仕掛けると予想されるので、「県を拠点地域と選定し全力をあげてオルグを配置し、地域共闘を組織し、地域拠点斗争を盛り上げるとともに、春闘全体の統一斗争として全国的な闘いを展開する」⁵⁸こと、④国会の予算審議にあわせて予算要求をあげるなかで内閣の早期解散を狙う、⑤運動への弾圧に反対し、官公庁関係の労働権の回復を目指すことであった。

ここでも、題目には「拠点ブロック共闘体制」と記されたにもかかわらず、③の勤評反対運動では「地域共闘」という戦術を基調としていたことがわかる。そして、勤評反対運動は独立した項に挙げられ、予算案に対する要求を中心とする国会への陳情活動とは切り離された。また、第1回合同戦術委員会で追究されなかった拠点化運動と全国統一行動の関連性は①の記載にとどまった。同幹事会で承認を経た最終文書「春闘をすすめる当面の戦術構想」⁵⁹の「戦術の基調—産業別統一斗争と拠点ブロック共闘体制—」と比較すると、議事要録の通り、「炭労を主力とした」という箇所が削除され、表記の違い（漢字を平仮名に）がいくつかあるが、その他の変更はみられなかった。

本節では、春闘の運動方針における勤評反対運動の位置づけを検討してきた。日教組は、岸内閣の総辞職を目指すことを主張し、勤評反対運動において自民党対策を重視した。しかし、太田と岩井は、経済的要求を国会に訴え、勤評反対運動はあくまで受け身的な戦術しか採用し得ないとけん制し、権利

擁護運動に位置づけた。炭労や私鉄における拠点化ブロック運動という戦術は、同時並行的に各地で抵抗の必要があった日教組の勤評反対運動とは馴染まなかった。そして、都道府県教育長協議会のブロック単位での勤評規則制定が強行されることを予想して、共闘ブロック体制を組織する戦術を採ってきた。しかし、衆議院議員選挙を機に、自民党は勤評規則制定の推進を強力に進めると想定し、自民党勢力の強い地域の紛争高揚を警戒していたことが明らかとなった。

4. 春闘と勤評反対運動の展開

本節では、第1回合同戦術委員会で検討された運動方針に基づく春闘の展開を、春闘に関する通達文書から明らかにする。通達文書は労働政策研究・研修機構の労働図書館に所蔵されている『春闘発文書』を参照した。

まず、戦術の基調に置かれた拠点ブロック共闘体制の整備については、産炭地域と工業地帯を重点にして、北海道ブロック、常磐ブロック、関西ブロック、北九州・宇部ブロックで、2月中旬にそれぞれ「第1回拠点ブロック共闘会議」が開催された。その後、上記のブロック毎に「拠点ブロック事務局」を設置し、各地への交付金配布について通達した。また、第1回戦術委員会の前に春闘合同戦術委員会委員長・原口幸隆、同事務局長・岩井章が、各単産戦術委員・各地評（地方労働組合評議会）議長宛に発した「地域共闘の状況連絡要請について」（1月17日）という文書では、各地の運動組織体制について調査報告書の作成を求めている。

次に、運動の実際について注目されるのは、「当面する最低賃金斗争の二月下旬以降の具体的行動について」（2月8日）である（前掲文書と同様の作成者と宛名）。この文書では、政府の最低賃金制度案に対して代替案として社会党の最低賃金制度案を支持することを明確にしている。最低賃金制度案に関する全日本労働組合会議（以下、全労）、全国産業別労働組合連合（以下、新産別）、中立労働組合連絡会議（以下、中労連）との4者会議では、総評、新産別、中労連が社会党案を支持することで一致したが、全労は社会党案の支持ではなく政府案に修正を加える主張をしたために、足並みが乱れていることも経過として報告された。同月12日には、「通常国会における陳情活動について」（前掲文書と同様の作成者と宛名）が出され、中心課題として①予算案に対する要求②最低賃金制確立、③勤務評定の撤回、労働基本権確立、④定員法改正、⑤核兵器持ち込み、ミサイル基地化反対、⑥沖縄返還、⑦原水爆実験の中止を挙げた。勤評反対運動は前述のように権利擁護の一環として位置づけられた。さらに、陳情のための人員が提示され、「a. 最低賃金—民間を中心として /b. 再建団体に対する不当干渉反対—自労労 /c. 勤務評定の撤回—日教組 /d. 核兵器持ち込み、ミサイル基地化反対—原水協」⁶⁰と割り当てられた。そして、同月17日、その計画は、通達「中央陳情行動の具体的日程について」（前掲文書と同様の作成者と宛名）にて明らかとなるが、官公庁関係加盟組合が国会陳情する機会には得られず、大会と集会の開催に行動が限定された。

その他、『春闘発文書』で勤評反対運動単独に対して確認できるのは、3月8日に東京で実施された「教育危機突破中央大会に対する動員要請」であった。勤評反対運動は、その後、権利擁護に挙げられたILO条約第87号（結社の自由および団結権の保護）の批准運動と同じ系統にはなるが、同時に展開されることはなかった。

また、同月 23 日、共産党は「春闘の成功のために労働者階級とわが党の努力すべき重点」を発表し、基本の方針を次のように掲げた。

- (一) 労働者の要求（最低賃金制確立、賃金引上げ、勤評反対など）と闘争を発展させ、独占資本と岸内閣にせまり、これら要求の立法化、予算化のための闘争をつよめる。
- (二) 平和擁護闘争の重要性を春闘のなかで宣伝し、戦争政策に反対し、平和共存の政策を労働者階級の力で実際に進めるよう努力する。
- (三) 春闘の政治的課題は、国会解散、岸内閣打倒、民主的政府の樹立を労働組合が行動のローガンにすることであり、これに対する確信を深めはげますこと⁶¹。

共産党は、春闘のなかでも政治運動に主眼を置き、特に岸内閣の総辞職に向けた運動を主張した。これは、第 1 回合同戦術委員会での日教組の発言と同一の論調であった。共産党系の労働組合、全労が社会党の最低賃金制度案を支持していないことから、春闘の経済的運動に対する非協力的姿勢と受け取られた。一方で、総評と共産党は、政治的運動において一致し、特に勤評反対運動では足並みを揃えた。

次に、日教組側の同時期における運動の展開を確認する。1 月 21 日、都道府県教組の委員長、書記長を招集して、教発 479・整理 535「勤務評定阻止斗争に関する件」（1 月 27 日）を発令した。6 つの指令内容は以下のとおりである。

- 一、二月中旬、次の要領による父母集会を全国的に実施されたい。
- 二、二月早々、各県教組は対県理事者（知事、県教委）に対し、非常事態宣言□□□□教育の危機を突破しようとするわれわれの決意を示し、次の諸事項目を新たに要求されたい。
 - (一) 過剰学級を解消し、定員を増加すること。
 - (二) 不当な年度末人事を行なわないこと。
 - (三) 昇給を完全に実施し、賃金を引き上げること。
 - (四) 道徳教育時間特設、教育課程、大学制度の改悪（学制^レ度の改悪）等を行なわないこと。
 - (五) 国公法、地公法等を改正し、労働基本権を保障し、勤務評定を実施しないこと。
 - (六) 教委を公選制とするよう法改正を行うこと
- 三、国会斗争を強化するための次の行動をとられたい。
 - (一) 各県は、選出社党議員に対し、国公、地公、公企を問わず労働基本権を保障し、勤務評定を実施させないため国公法、地公法改正案を社会党の提案することに賛成するよう働きかけられたい。
 - (二) 国会が解散された場合、各県は前記要求書に準じて全候補に対して公開質問状を發し、教育と民主主義と平和を擁護するという観点から活発な批判活動をされたい。
 - (三) 勤務評定実施反対の署名運動は臨時大会決定どおり、三月末^レ切り、全父母を対象として実施されたい。但し、運動のピッチをできるだけ早め、三月上旬中央大会に地方代表が上京する時携行

するようにしその中間集計を中央大会の場で発表し、本部はこの時期に国会請願手続きをとる。

四、各県は積極的に学者、文化人に対して協力を要請し、宣伝を強化し、世論喚起につとめたい。

(中略)

五、他労組、特に日高教等との共闘を強化されたい。

(中略)

六、愛知、富山両県に対し抗議ならびに激励電を集中されたい⁶²。

上記の指令は、保護者・教育委員会に対する協力要請、学者・文化人に対する説明、そして国会への陳情が主となっている。だが、「国会が解散された場合、各県は前記要求書に準じて全候補に対して公開質問状を發し、教育と民主主義と平和を擁護するという観点から活発な批判活動をされたい」と、選挙活動に関わる指令が含まれていた。しかし、1月31日、「勤評反対斗争における職員団体の交渉権と教職員の政治活動について」が通達された。この通達は、勤評反対運動は政治目的ではないという主旨であった。これはあまりに露骨な選挙活動の指令が非難されるのを避け、あるいは、教育の政治的中立を守るという体裁をとるための通達だったのかもしれない。日教組は、第1回合同戦術委員会にて位置づけられた権利擁護としての勤評反対運動を建前としながら、岸首相による衆議院解散に伴う選挙活動の方針を変更せず、都道府県教組に対し、選挙活動の指令を出していたことがわかった。

おわりに

本稿では、日教組本部が春闘における勤評反対運動をどのように位置づけたのかを検討した。

自民党の文教政策に抵抗するため、日教組は教育2法案反対運動を契機に、授業放棄を含む全国統一行動を指向した。そして戦術においては、炭労の長期ストライキを参考にした。しかし、一部の都道府県教組が組合費未納入にもかかわらず、日教組本部は運動資金の獲得に向けて、組合員の負担を増やした。その一方で、教員の労働者性と特殊性に関する議論が展開された。その背後では、教員の労働運動への参加に対する多様な考え方が広がっていたと考えられる。1958年春闘の第1回合同戦術委員会のなかで、日教組は①岸内閣の総辞職、②拠点化運動の採用を主張して、解散後の総選挙を睨んだ選挙運動を勤評反対運動に紐づけしようとしたが、総評では権利擁護の一環として位置づけられた。しかし日教組本部は、そうした決定とは別に、都道府県教組に対し、選挙活動を勤評反対運動の指令内容に含めており、強硬な姿勢であったことが明らかとなった。

以上より、日教組本部の春闘における勤評反対運動の位置づけは、選挙活動を想定した拠点化運動の採用という点において、その後の各地の紛争において「自民党対日教組」の対立枠組みをさらに強めたといえる。

注

1 日本教職員組合編『日教組20年史』労働旬報社、1967年、p.305。

2 同上。

- 3 「第3章 党大会／第4回自由民主党大会」自由民主党編・発『自由民主党五十年史 資料編』2006年、p. 131。
- 4 同上、p. 131。
- 5 労働争議調査会（代表 中山伊知郎）編『戦後労働争議調査会 第12巻』中央公論社、1959年、p. 312。
- 6 尾崎ムゲン「第2章 日教組運動の論理とその欠落—プロフェッショナルリズムと政治—」岡本達雄編『教育の現在 第3巻 教育運動の思想と課題』社会評論社、1989年、p. 70。
- 7 望月宗明『勤評闘争』労働教育センター、1976年、p. 248。
- 8 『最新労働用語辞典』の「大衆闘争」の項では、「労働組合が闘争を行うに当たり、要求や闘争戦術などを幹部の決定に委ねず職場の労働者の討議によって決め、これに基づいて進められる闘争。これに反し、主として組合幹部が争議対策を企画立案し、幹部中心に推進される闘争を幹部闘争という。」という説明がなされている。
労働省編『最新労働用語辞典』日刊労働通信社、1965年、pp. 486-487。
- 9 『国会会議録検索システム』ホームページ <https://kokkai.ndl.go.jp/#/>（最終閲覧日：2022年1月12日）。
- 10 『日教組 教育新聞』1956年5月18日、5面。
- 11 平原哲平「杵島闘争の教訓——炭労の統一闘争と職場闘争を発展させるために」『労働法律旬報 別冊 労働法律旬報三百号記念』旬報社、1958年2月、pp. 18-27。
- 12 同上、6面。
- 13 『日教組 教育新聞』1956年8月3日、2面。
- 14 『日教組 教育新聞』1956年5月18日、5面。
- 15 同上。
- 16 同上。
- 17 同上。
- 18 『日教組 教育新聞』1957年6月14日、3面。
- 19 同上、2面。
- 20 同上、2面。
- 21 同上、2面。
- 22 国分一太郎（1911～1984年）：戦前の生活綴方運動の中で活躍した代表的な教師の一人であり、戦後も日教組の教育研究活動などへの関与を通じ、民間教育運動全般に大きな影響力をもった人物。（引用：船橋一男「国分一太郎」久保義三・米田俊彦・駒込武・児美川孝一郎『現代教育史事典』東京書籍、2001年、p. 494）
- 23 国分一太郎「日教組の闘争力」ということ（一）『教師の友』第7巻第3号、1956年6月、pp. 3-6。
- 24 同上、p. 2。
- 25 同上、p. 3。

- 26 同上、p. 3。
- 27 国分一太郎「日教組の闘争力」ということ (三)『教師の友』第7巻第5号(通巻50号)、1956年9月、p. 2
- 28 前掲、「日教組の闘争力」ということ (一)」p. 4。
- 29 同上、p. 5。
- 30 前掲、「日教組の闘争力」ということ (三)」p. 5。
- 31 東谷敏雄「日教組の闘争力」について『教師の友』通巻54号、1957年5月、p. 57。
- 32 同上、p. 56。
- 33 同上、p. 59。
- 34 小川太郎「教師の指導性の根拠」『教師の友』通巻57号、1957年8月、p. 6。
- 35 同上。
- 36 同上、p. 7。
- 37 「日本の教育 日教組運動方針の討議をめぐって」同上、p. 56。
- 38 『日教組 教育新聞』1957年6月14日、2面。
- 39 前掲、「日本の教育 日教組運動方針の討議をめぐって」p. 57。
- 40 寺島洋之助「和歌山県教組の修正案について」『教師の友』通巻57号、1957年8月、p. 11。
- 41 同上。
- 42 和歌山県教職員組合「<資料>日教組大会の反省」同上、p. 15。
- 43 北条力「寺島洋之助さんへのお答え」同上、p. 13。
- 44 同上、p. 13。
- 45 同上、p. 13。
- 46 同上、p. 13。
- 47 同上、p. 12。
- 48 小島健司『春闘の歴史』青木書店、1975年、p. 50。
- 49 機関車労組の略称。総評には加盟しておらず、全国中立労働組合連絡会議(略:中立労連)傘下組合。
- 50 全国司法部職員労働組合の略称。官公庁関係の総評加盟組合である。
- 51 春闘発第7号「第一回戦術委員会議事要録について」1958年1月21日。
- 52 教発467整理532日本教職員組合「勤務評定反対斗争状況調査(全国法制部長会議席上で調査)」1958年1月18日。
- 53 院外で、いくつかの自民党県連で勤評実施を推進する時期に文教政策に関する委員会が設置された、または、既に設置されており、勤評実施推進に向けた働きかけを行っていたことが確認できる。以下は、その報告がなされた13府県である。宮城県(文教対策特別委員会)、静岡県(文教対策委員会)、福井県(文教委員会)、三重県(教育研究会)、滋賀県(文教対策委員会)、京都府(文教対策委員会)、兵庫県(地方教育協議会)、岡山県(文教対策特別委員会)、香川県(文教対策委員会)、徳島県(文教対策委員会)、佐賀県(文教対策委員会)、長崎県(文教対策委員会)、

- 大分県（文教政策こんだん会）。同上。
- 54 「勤務評定阻止のための当面の闘争計画と第二波全国統一行動について」1957年10月25日、日本教職員組合『日教組20年史 資料編』労働旬報社、1970年、p.704。
- 55 同上、p.707。
- 56 同上、p.707。
- 57 日本労働組合総評議会「(別紙) 第一号議案＝春闘をすすめる当面の戦術構想と具体的内容について」1958年1月22日、p.2。
- 58 同上、p.3。
- 59 日本労働組合総評議会『1958年 第10回定期大会各部報告書』。
- 60 春闘発第22号「通常国会における陳情活動について」1958年2月12日。
- 61 公安調査庁『公安調査月報』第7巻第3号、1958年3月、p.29。(『中央学院大学所蔵 初期「公安調査月報」〔復刻版〕』第34巻、柏書房、2009年所収)
- 62 教発479・整理535「指示第17号 勤務評定阻止斗争に関する件」1958年1月27日。